

舟橋村告示第3号

舟橋村水道使用量認定要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和7年2月1日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村水道使用量認定要綱の一部を改正する告示

舟橋村水道使用量認定要綱(平成14年舟橋村告示第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「自然破損」の次に「及び地震等の自然災害」を加え、同条第2項中「自然破損」の次に「及び地震等の自然災害」を加え、同条第4項第1号中「修理をせず」を「2月を超えて修理せず」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「水洗便所」の次に「・給湯器・浄水器」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(3) 漏水減免の対象とした使用期間から1年以内に同一箇所が生じた漏水であるとき。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。